

札幌学院大学法学会規程（抄）

第一條 本会は、札幌学院大学法学会と称し、事務所を札幌学院大学法学部内に置く。

(目的)

第二条 本会は、法学その他関連諸科学に関する研究の発展とその発表、普及、および会員相互の親睦を図り、併せて会員の研究を促進することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するため、
（事業）

(三) (一) 次の事業を行ふ
「札幌学院法学」の編集
学術雑誌『札幌学院法学』の編集
研究会・講演会の開催
その他、本会の目的を達成するためには
必要と認めた事項

(組織および学生の地位)

第四条 本会は、次の会員をもって組織する。

(一) 通常会員（法学部専任教員および総会の承認を得た本学教職員、名誉教授）
（二）賛功会員（本学卒業生およびその地、

(三) 学生会員（本学法医学部学生）
（四）
（五）

第五条 総会は、通常会員をもつて構成する。
二、総会は、本会の運営に関する重要な事項
および年度の予算・決算を審議承認する。

三、総会は、会長がこれを招集する。また、通常会員の三分の一以上の開催要請があるときは、臨時総会を招集しなければならない。

第六条(役員)

二、(三)(二) 総務幹事 手取
幹事若干名 一名
選する。

三、役員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)
第七条 会長は、会を代表し、会務を総括主
宰する。

第八条（総務幹事および幹事）

（續）朝寧は、会員を補助し、会員に事務を代行するときは、その事務を『札幌学院法学』を編集し、その他第三条に定められた事業を行ふ。
三、幹事には、編集・庶務・会計担当を置く。ただし、庶務・会計は本学職員の中から委嘱された者に分担させることができる。

会員名簿

会長

鈴宇見莊 吉家 松洞西千田清清嶋佐佐笛小神金小岡 伊
木田澤子 川田 本澤尾葉處水水田藤木川杉谷山沢田 藤
敬一俊邦 日愛 祥秀敬寛博雅敏佳陽 敏伸章 隆久 雅
夫明明雄 男子 志雄義樹之彦行広子健彦次生剛司子 康